自治体病院経営に関する要望

全国自治体病院経営都市議会協議会は、自治体病院経営に 関する要望について別記のとおり議決いたしましたので、 政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜ります よう強く要望いたします。

平成27年10月

全国自治体病院経営都市議会協議会会 長 浅 川 仁 (奈良市議会議長)

自治体病院経営に関する要望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、 議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応 することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的 使命を果たしている。

しかし、医師不足をはじめとする自治体病院を取り巻く 多くの問題を地方自治体が単独で改善することは、極めて 困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が 地域のニーズに対応した適切かつ良質な医療を持続的に提 供するため、自治体病院の経営安定化対策を推進するとと もに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1 財政措置について

- (1)地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定の ため、特にへき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、 小児医療、救急医療等の不採算部門を十分考慮し、地方 交付税等財政措置を拡充強化すること。
- (2) 医師の勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講じること。
- (3)看護職員、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充する こと。
- (4)消費税率の引上げにより自治体病院の税負担額が増大していることから、自治体病院の厳しい経営状況を踏まえ必要十分な対策を講じること。
- (5)消費税増税や資材高騰等建設コストの動向を踏まえ、 病院建設改良に係る地方交付税措置の対象となる建築 単価の更なる見直しを行うこと。

2 東日本大震災被災地の地域医療の確保について

東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、 引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置 を講じること。

3 医師確保対策等について

- (1) 自治体病院における医師不足を解消するため、適切かつ万全の措置を講じること。
- (2) 医師の地域偏在を是正するため、医療従事者の需給見通しに基づき医学部入学定員における地域枠の更なる拡大を図ること。
- (3) 地域医療支援センターやへき地医療支援機構による キャリア形成支援など医師の地域偏在解消に向けた 取組に対し、その機能を一層発揮させるため情報提供等 の支援を充実強化すること。
- (4) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じるとともに、都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。

- (5) 医師の診療科偏在解消のため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。また、医師不足が深刻な救急医療や小児科、産科、外科、整形外科、麻酔科、精神科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (6) 医師の過重労働解消等、勤務環境改善に向けた取組に 対する支援を充実強化すること。
- (7)女性医師及び女性看護職員等が仕事と出産・育児等を 両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実な ど、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (8) 看護職員、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための対策を拡充強化する こと。

4 救急医療体制について

(1) 救急患者の受入不能という事態を防止することはも とより、緊急医療システムの再構築を含め、救急医療体 制の確保・充実を図ること。

- (2) 周産期医療及び小児救急医療について、医師確保と 地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制 の充実強化のための財政措置を講じること。
- (3)軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

5 診療報酬改定について

- (1)次期診療報酬改定にあたっては、自治体病院の収支 状況をはじめ、近年の物価動向や地域医療構想の達成に 向けた取組等を踏まえ適切な評価・設定を行うこと。
- (2) 医師の診療科偏在の解消、勤務環境改善等に資するよう適切な改定を行うこと。